

第十六子出生より第十七子出生までの平均期間 三〇・〇〇月

備考

全體について第十七子まで示されてあるに拘らず、多種の職業別には第十三子以上の表示なきは、一見、不思議に思はれるであらうが、第十三子以上第十七子を有する夫婦は、これに示した職業外の夫婦例へば、農村在住僱給生活者又は、農村在住賃銀労働者の中にあるがためである。

右の表について、先づ全體の出生速度を見るに、婚姻期日より第一子出生までの平均期間は二九・二一月である。即ち夫婦は婚姻後平均二年半を経過して第一子を出生することになつてゐる。第一子出生期日より第二子出生までの平均期間は三六・九三月であつて、大體、三年見當である。以下、第六子までは、常に三年の間隔で出生してゐることが判る。然るに第六子以上の出生ある夫婦に在つては、その平均出生間隔は幾分短縮せられ、三十月乃至三十四月になつてゐる。

次に各個の職業別夫婦について、婚姻期日より第一子出生までの平均期間を見るに、一般僱給生活者の二五・五九月が最も短かく、之に置いて富有階級の二六・六四月、カド階級の二七・四〇月が短かい。之に反して、一般賃銀労働者の三一・四四月が最も長く、之に置いて一般中小商工業主の二九・六六月が長い。

判任官以下官廳職員に對する臨時家族手當給與の決定

判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又は職工に對する臨時家族手當給與は昭和十五年八月十三日勅令第五百二十五號を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

臨時家族手當給與の勅令
勅令第五百二十五號
判任官、同待遇者、囑託員、雇員、傭人又ハ職工ニ

對シ當分ノ内月額拾圓以内ノ臨時家族手當ヲ給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル手當ノ給與ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

近衛内閣基本國策要綱の發表

昭和十五年七月二十二日成立した第二次近衛内閣は八月一日定例閣議に於て基本國策要綱を決定、總理談を以て新聞紙を通じて發表したが、人口政策的見地も亦その重要な一綱目として採り上げられてゐる。その全文を掲ぐれば次の如くである。

基本國策要綱

一、根本方針

皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き世界平和の確立を招來することを以て根本とし先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在りこれがため皇國自ら速に新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す

二、國防及外交

内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す、現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を遠觀し建設的にして且つ弾力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す

三、國內態勢の刷新

内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り、これが爲左記諸件の實現を期す

1 國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す

2 強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る

(イ) 官民協力一致各其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立

(ロ) 新政治體制に即應し得べき議會翼贊體制の確立

(ハ) 行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立

3 皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す

(イ) 日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經

濟園の確立

(ロ) 官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備

(ハ) 綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化

(ニ) 世界新情勢に對應する貿易政策の刷新

(ホ) 國民生活必需品資材に主要食糧の自給方策の確立

(ヘ) 重要産業特に重、化學工業及び機械工業の劃期的發展

(ト) 科學の劃期的振興並に生産の合理化

(チ) 内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

(リ) 綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立

4 國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口増加に關する恒久的方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策を樹立す

5 國策の遂行に伴ふ國民犧牲の不均衡の是正を斷行し厚生の諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す

尙、基本國策要綱中に言及されてゐる國土開發計畫の確立については今春來企畫院を中心に政府各機關の間で研究立案されてゐる日滿支を一環とする國土計畫として具體化せられる筈で、人口の無制限なる都市集

中の防止、都市農村間の人口配分の適正化、國內及び東亞圈諸國への移民計畫等を包含することになつてゐる。

厚生省豫防局の精神健康調査の中間報告

厚生省豫防局に於ては千葉及び埼玉縣下の某村に對し部落の精神健康調査を實施したが、その中間報告を掲ぐれば次の如くである。

精神病の全人口に對する百分率は次の如くであるが

全人口	千葉縣	埼玉縣
一、八九七	二、二二八	二、二二八
精神薄弱	一、四二	二、六六
精神分裂病	〇、四二	〇、五一
躁鬱病	一	〇、〇五
癲癇	〇、〇一	〇、四七
進行性麻痺	〇、〇五	〇、〇五
病的な人格	〇、九〇	一、一〇
其他	〇、五一	〇、五六
全精神病者	三、四六	五、三〇

しかし精神病は各病氣に依つて發病の危険年齢を異にするので之を顧慮して右の率を修正すれば埼玉縣の某村に於ては次の如くとなる。

精神分裂病	〇、九九
躁鬱病	〇、一四
癲癇	〇、六五
進行性麻痺	〇、〇五

因みに此の數字は此處に居住する人が一生の間にそれぞれ前記の疾患に幾何の率に於て罹患するかを示すものである。

未經驗勞働者(男子)初給賃金の公定

厚生省勞働局に於ては賃金統制令第五條第一項の規定による満十二歳以上満二十歳未満の未經驗勞働者(男子)の初給賃金公定に就きかねて立案中であつたが、昭和十五年八月一日よりいよ／＼公定實施のはこびを見るに到つた。その公定額一覽表は別掲の如くである。

記

- 一 一日ノ總就業時間(休憩時間ヲ含ム以下之ニ同ジ)十時間以内ノ場合ニ於ケル最高額及最低額ハ別表ノ最高額及最低額ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムルコト
 - 二 特別ノ事情ニ依リ必要アルトキハ地域又ハ事業ヲ限リ前號ニ拘ラズ最高額又ハ最低額ヲ定ムルコトヲ得ルコト
 - 三 事業主ノ都合ニ依ラズシテ一日ノ總就業時間ガ所定就業時間ニ滿タザル場合ニ於テハ第一號又ハ前號ノ最低額ヲ下ルコトヲ得ルモノト定ムルコト
 - 四 一日ノ總就業時間十時間ヲ超ユル場合ハ十時間ヲ超ユル一時間毎ニ第一號又ハ第二號ノ最高額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル額(一時間未滿ノ就業ニ付テハ此ノ割合ヲ以テ算出シタル額)ヲ加算シタルモノヲ以テ最高額ト定ムルコト
 - 五 請負給制ノ場合ニ於ケル最高額及最低額ハ月額ニ依ルモノトスルコト
- 右最高額、最低額ハ毎月(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ最終賃金締切日前一月、雇入後一月ニ滿タザル場合ハ其ノ期間)ノ稼働日毎ニ前各號ニ依リ算出シタル最高額、最低額ノ合計ヲ以テ最高額、最低額トスルコト